ダイア建設株式会社に対する支援決定について

平成１５年８月２８日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称
ダイア建設株式会社

２．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社りそな銀行

３．事業再生計画の概要：　別紙

４．主務大臣の意見
意見なし

５．事業所管大臣の意見
「ダイア建設については、不動産業の実態を考慮して特段問題が認められないことから、当該事業者に係る支援決定については異存がない。」

６．買取申込み等期間：　平成 15 年８月 29 日から
平成 15 年９月 30 日まで（機構必着）

７．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．支援決定についての機構の考え方
本件支援決定についての機構の考え方は次のとおりです。
（１）経済合理性
当該事業再生計画を実行することにより、持続可能な事業実現の蓋然性が高くなると判断しています。結果として、各関係者に与える経済利得の額

が法的整理等他の手段による回収額対比大きいと考えられることから、本支援の経済的合理性が認められます。

（２）本件の特殊性

本件は、抜本的な財務構造改善を可能にする金融支援計画と事業・資本両面の支援を検討する事業スポンサー候補の存在という企業再生に不可欠な２大要因を具備しています。

（３）機構の役割

金融支援を通じた財務負担の軽減により、売上至上主義を排し、現在の市場環境から導かれる機会型事業（供給サイドの牽引による需要創出型ではなく需要にあわせた供給事業）に合わせた企業構造への転換を促すことで当該産業における事業モデルを確立し、消費者の利に資する企業として再生を促すことは機構の役割の一つであると考えます。

（４）投資案件としての妥当性

大胆なバランスシート改善計画及び収益改善施策の実行を前提としていること、実現可能性が高いと考えている再生計画上、機構の債権保有期間内に弁済される予定であることから、当該投資による機構の損失発生可能性は低く、適正水準での金利収益が期待できます。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室　　伊藤、鎌田
電話番号　　03-6212-6437